

## 第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

### 1 趣 旨

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国及び千葉県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）等を策定する。

総合戦略の策定により、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する。

### 2 策定する総合戦略等

#### （1）将来人口等の見通し（第3次鴨川市基本構想第3章）

##### ① 趣 旨

本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する。

##### ② 位置付け

鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を立案する上で重要な基礎として位置付けるものとする。

#### （2）第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

##### ① 趣 旨

将来人口等の見通しを踏まえ、本市の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

##### ② 位置付け

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けるものとする。

### 3 策定時期

令和8年3月

#### 4 総合戦略の策定にあたっての重点項目

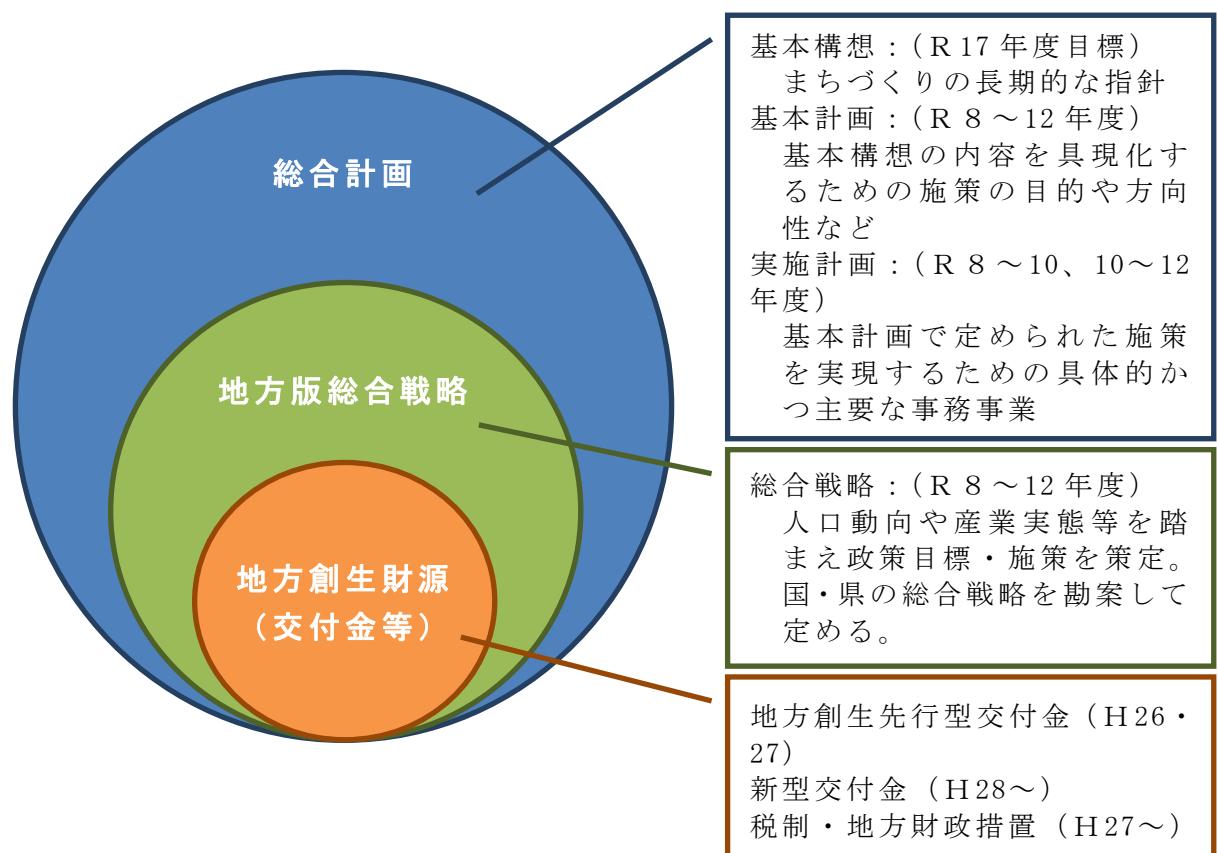
- (1) 安心して働き、暮らせる生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地域経済の創生
- (3) 人や企業の集積と産学官の多様なネットワークの形成
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

#### 5 総合計画との関係

総合戦略は人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画等とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではないが、これらの事項は、市全体として取り組むべき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なものである。

このため、総合戦略は、総合計画とは別の独立した計画としては策定せず、その一部として位置付け、一体的に策定するものとする。

#### 【総合計画と地方版総合戦略の関係（イメージ）】



## （参考1）地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）の概要

### ○ はじめに

- ・2014年に「地方創生」を開始して以降、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である。一方、好事例が「普遍化」することではなく、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかつた。
- ・人口減少が進む今、人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換が必要。「地方創生2.0」は、10年前の「1.0」ではなく、全く新しいものであり、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造論」として、力強く進めていく。

### ○ まず、地方創生10年の成果と反省を行った

- ・成果のほか、これまでの国の総合戦略のKPIの進捗状況等も踏まえ、4点の反省すべき点等、振り返りを行った。
- ・また、振り返りに際しては、当事者（※）を巻き込んだ議論も行った。  
(※)生まれ育った地元を離れる決断をした若年層の女性たち等

### ○ そして、次の10年を見据え、「目指す姿」を提示

- ・地方創生2.0は、国と共に、地域の住民や産官学金労言士等が一体となって実現を目指すものであり、「みんなで取り組むもの」、「みんなで実現を目指す社会増」である。そのため、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要。  
→目標：「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る。  
14個の定量的な目標を提示。

### ○ 各関係者が、総合的に取組を推進するために「1.0」の反省を踏まえ、「基本姿勢・視点」を6つ提示

- (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり
- (3) 異なる要素の連携と「新結合」
- (4) AI・デジタル化などの新技術の徹底活用と社会実装
- (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- (6) 好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

- 「目指す姿」を創出するため、「基本姿勢・視点」を踏まえつつ、  
5本柱により「地方創生2.0」を力強く展開
  - (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
  - (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生  
～地方イノベーション創生構想～
  - (3) 人や企業の地方分散  
～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
  - (4) 新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用
  - (5) 広域リージョン連携
- 地方創生2.0の推進に向けて、各主体が果たす役割
  - ・地域の多様なステークホルダーが「みんなで取り組む」ことが必要なため、役割分担に基づき、各主体が相互理解と信頼の下、推進していく。
  - (1) 国の役割
  - (2) 地方公共団体の役割
  - (3) 地域のステークホルダーの役割
- 今後の進め方
- 施策パッケージ

(参考2) 地方創生1.0と地方創生2.0の比較表

	地方創生1.0	地方創生2.0
年代	2015年～	2025年～
各年の状況	人口：1億2,709万人 出生数：約100万人	人口：1億2,359万人 出生数：約68万人（2024年）
目指すもの 目標	<p>少子高齢化への対応、人口減少に歯止め、 東京圏への人口の過度の集中を是正、 地域環境確保による活力ある日本社会を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・地域経済縮小の克服</li> <li>・中長期的展望として「2060年に1億人程度を維持」を提示し、人口減少を押しとどめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が縮小しても経済を成長させ、地方を元気にする</li> <li>・少子化対策により今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面の人口減少が続くことを正面から受け止め、適応策を講じる</li> <li>・若者や女性にも選ばれる地方を創る</li> </ul>
	<p>○総合戦略の4つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>人口減少を押しとどめる前提での施策展開</u></li> <li>1. 地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする</li> <li>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</li> <li>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</li> <li>4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗管理のためのKPIを設定</li> </ul>	<p>○基本構想の政策パッケージの5本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>人口減少が進む中でも経済成長、地域社会を維持</u></li> <li>1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生</li> <li>2. 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生</li> <li>3. 人や企業の地方分散</li> <li>4. 新時代のインフラ整備とA.I・デジタル等の新技術の徹底活用</li> <li>5. 広域リージョン連携</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年後に目指す社会の姿定量的に提示</li> <li>・KPIは総合戦略で設定</li> </ul>

### (参考3) まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 抄

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

#### (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。